

# Progress～進歩～

一期一会

令和2年5月号  
2020年5月発行（広告）  
三宅税理士法人  
代表社員 三宅孝治  
(中国税理士会 倉敷支部会員)  
倉敷市中島2370番地14  
TEL 086 - 466 - 1255  
FAX 086 - 466 - 1288  
第156号  
発行担当：鳥越 俊佑

## ～新型コロナウイルス関連の主な税制上の中小企業支援策～

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、税制上も様々な措置が講じられます。つきましては令和2年4月27日現在で公表されている税制上の支援策で中小企業に関するものを抜粋します。(今後も変更がなされる可能性がありますので、新たな情報にご注意ください。)

### 1. 納税猶予

#### 収入が2割以上減少した事業者について、無担保かつ延滞税(延滞金)なしで1年間納税を猶予

(概要)  
以下の、のいずれも満たす方が猶予の対象となります。  
令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、売上が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。  
一時に納税することが困難であること。(少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮)  
法人税や消費税、固定資産税など基本的にすべての税が対象です。

～以下、国税(法人税、消費税等)の場合～  
令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するものが対象となります。  
適用を受けるためには、**本来の納期限までに申請が必要**です。(注)法律の施行から2か月間は納期限後であっても申請可。  
(対象となる国税であれば、すでに納期限が過ぎている未納の国税についても遡って特例を適用することができます。  
この場合も、法律の施行から2か月以内に申請を行う必要があります。)  
「納税の猶予申請書」を所轄の税務署に提出することにより申請します。

### 2. 申告期限の延長

#### 期限内の申告ができないやむを得ない理由がある場合、申告書を柔軟に受付(期限の延長)

- Q やむを得ない理由とは？
- ▶ 納税者や関与税理士が新型コロナウイルスに感染したケースに限らず、感染防止の取り組みにより外出自粛を行っているケースなどもやむを得ない理由に該当します。
- Q いつまでに申請すればいいの？
- ▶ 申告期限の前だけでなく、その期限を過ぎた後でも申請を行うことが可能です。
- Q 申請の手続きは？
- ▶ 申請する場合、必ずしも申請書等を提出する必要はなく、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記するか、e-Taxを利用の場合は所定の欄にその旨を入力するなど簡易的な手続きで申請ができます。

### 3. 固定資産税の減免

#### 中小企業者の売上の減少幅に応じ、2021年度の固定資産税がゼロまたは2分の1に

(概要)  
中小事業者の保有するすべての設備や建物等の2021年度の固定資産税及び都市計画税が、右記の区分のとおりゼロまたは2分の1となります。

2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上50%未満	2分の1
50%以上減少	全額

(注)2020年度の固定資産税は減免にはなりません、上記1の納税猶予の対象となる場合があります。

### 4. テレワーク等のデジタル化投資促進

#### テレワークのためのデジタル化設備の即時償却または税額控除

(概要)  
経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき下記の設備を取得した場合に、設備費の即時償却又は7%(資本金3,000万円以下の法人は10%)の税額控除が受けられます。

類型	現行の中小企業経営強化税制		拡充
	生産性向上設備	収益力強化設備	デジタル化設備
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	①経営強化法の認定 ②遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
対象設備	◆機械・装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具・備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア	◆機械・装置 ◆工具 ◆器具・備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア	◆機械・装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具・備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除(資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)		

### 5. 消費税の課税選択等の変更

#### 課税期間開始後であっても消費税の課税事業者を選択する(やめる)ことができます。(新設特例) また、簡易課税制度の適用を受ける(やめる)ことができます。(従来からある措置)

(概要)  
基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者が、消費税の課税事業者を選択する(又はやめる)にあたっては、原則として、その課税期間の開始前に届出書を税務署に提出している必要がありますが、収入が著しく減少(前年同期比概ね50%以上)した場合など一定の要件に該当するときは課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する(又はやめる)ことが可能となります。  
なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合、「2年間継続適用」の縛りはありません。

また、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者が適用できる「簡易課税制度」の適用に関しても、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」には、被害を受けた課税期間から、簡易課税制度の適用を受ける(又はやめる)ことができます。

### ～民間金融機関における実質無利子・無担保融資が創設されました～

政府系金融機関の融資に加えて、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年の融資制度ができました。(一定の要件あり)  
【融資上限額】 3000万円  
【補助期間】 保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間  
【融資期間】 10年以内(うち据置期間) 最大5年  
詳しくは各金融機関にご相談ください。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (事業性あるフリーランス含む、小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

### ～持続化給付金の申請方法が公表されました～

#### 給付額

法人は最大**200万円**、個人は最大**100万円**  
(昨年1年間の売上からの減少分が上限となります。)  
売上減少分の計算方法  
前年の総売上 - (前年同月比 50%月の売上 × 12)

#### 主な要件

新型コロナウイルス感染症の影響により  
売上が前年同月に比べて**50%以上減少**していること  
申請方法は経済産業省のHPをご参照ください。



当社は赤い羽根共同募金  
寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

#### <5月カレンダー>

11	月	*4月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
14	木	*経営計画書作成セミナー：Vision(開催未定)
15	金	*申告所得税の振替納付日(振替納税をご利用の方)
19	火	*個人事業者の消費税の振替納付日(振替納税をご利用の方)
31	日	*3月決算法人の確定申告・納付期限( )
		*9月決算法人の中間申告・納付期限( )
		*消費税等(4期)の納付期限(消費税年額400万円超の6・12月決算法人)
注)5月31日は日曜日の為、申告・納付期限は6月1日(月)となります。		